

大正二年一月二十三日 第三種郵便物認可
大正十五年十月二十五日 印刷納本 禁轉載
大正十五年十一月一日(毎月一回一日發行)

道路の改良

第二十二卷
第十一號

法人團
道路改良會

鋪裝報國

鋪

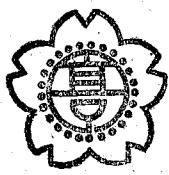
東京・丸ノ内

日本鋪道株式會社

社長 浅利三朗

東京・大阪・福岡・札幌・京城・臺北・新嘉坡・橫濱・名古屋・京都

土木建築
道路鋪裝工事請負



株式會社 高野組

本社

東京市京橋區京橋一ノ二三番
電話京橋(56)長一九二二五番

大阪出張所

大阪市北區梅ヶ枝町一五七(梅ヶ枝ビル)
電話北(36)一九五六番
福岡市外箱崎町白濱網屋三一二一
電話東三三四四五番

上海出張所
電話四三二一三一三番
上海吳淞町一八九番號

『道の路』第十一卷第十四号 大正十五年十一月一日 認定

口繪

靜岡縣廳道路保護委員會

卷頭言

詔書・告辭

論 論

東亞廣域經濟と交通特に道路

經濟學博士樋崎敏雄(五)

時 論

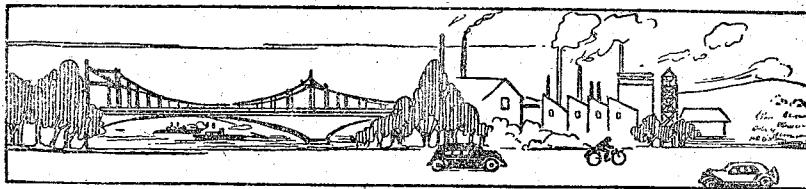
大日本土木學會論文集
中川幸太郎(二)

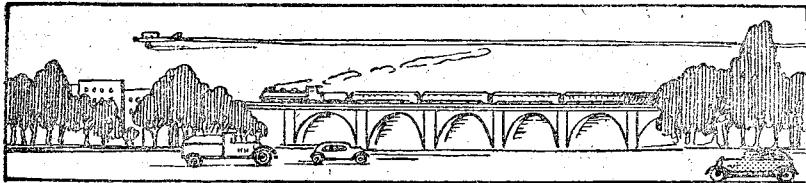
研 究

判例醫見
内務省田口一郎(三)

說 范

歷代內務土木局長と眞尋代
九(堀田貢氏)
故小橋氏の行政機構改革意見
清 水 生(完)
S 生(至)





静岡縣の道路愛護事業概況(一) 静岡縣土木部 海野彌之助(充)

文化演藝「峠」 J O B K 文藝課 岩崎 修構成(全)

土木行政叢書第四卷「公有水面編」に就て 大和田好國(充)

時局日誌(三十八) Y H 生(充)

内務省特報

◎内務省告示◎近衛内閣總理大臣の放送◎地方長官會議と安井内相の訓示 (二九)

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例 M K 生(二八)

逐條土地收用法資料(二三終) 高坂 孝三(四〇)

路政春秋

高度国防の完備と道路の整備 其他 (二九)

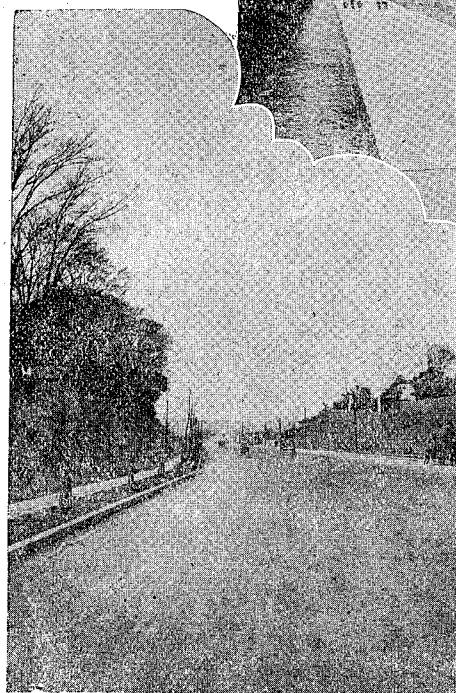
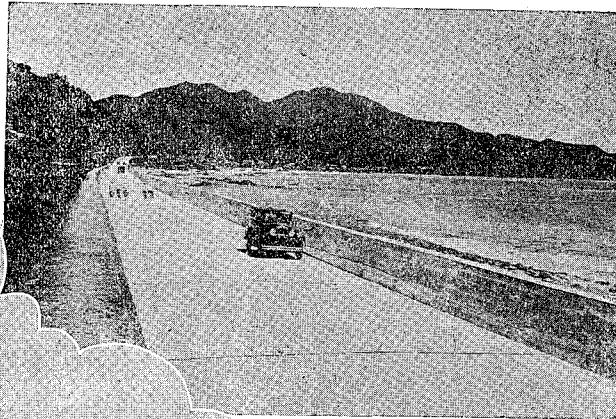
雜報

◎理事會◎内務省土木試驗所談話會◎近刊圖書雜誌 (二一)

叙任辭令 (一五)

編輯室の内外 (二六)

静岡縣由比國道
ベロセメント使用



↑ 大宮街道志村附近
淺野セメント使用

早 強
アサノ
ベロセメント
強 度 高 ク
硬 リ 早 ク
使 テ 經 濟

— 説明書御申込次第送呈 —

淺野セメント株式會社

東京市 丸ノ内 海上ビル

靜岡縣廳道路愛護表彰式



昭和十五年九月二十七日

秋期新學期開始

新會員大募集

一億一心。實力養成。技術は即ち力である。

級初と級上

中

新東亞建設の第一歩は土木日本の大陸進出に在り。行け！ 土木家
は大陸に!!! 國力伸張のため將た東亞興隆のため。
環である。

土木を以て身を立てんと欲する人のために、島國日本より大陸日本
へ進出せんと欲する人のために、本講座を捧げる。

▼兩講座共初代内務省土木試験所長、元東京市土木局長牧彥七博士の綜管下に、内務・農林・道・鐵道・港湾・道路・橋梁・鐵道工學・電力・水力・都市計畫・上水道・下水道・外に科外の
關係諸先生の執筆による時需の最良書である。
▼初級講座には土木製圖・測量學・應用力学・土木材料・施工法・鐵筋コンクリート・河川工
砂防工學・港灣・道路・橋梁・鐵道工學・發電・水力・都市計畫・上水道・下水道・外に科外の
講話あり。一年三ヶ月修了。毎月一冊配本。會費金壹圓五拾錢前納。全卷即時配本可能。
▼上級講座には簡易鋪裝・セメント系鋪裝・コンクリート橋梁及溝槽・隧道工・河港及運河・
基礎工・擁壁工・農業土木・航空土木・防空土木・鐵道・軌道及特殊鐵道・土木地質學・土
木工事監督・土木行政法綱要・應用電氣工學等あり。一年一ヶ月終了。全卷即時配本可能。
▼送料申込は毎月一冊市内六錢・地方十四錢・臺北・檳榔・鮮南洋・滿支各二十錢各自負擔。
期限は十二月十五日。申込には特典があります。

程

書修獨の者務實木土

座講木土用實

度

內容見本無代進呈

東京市世田谷區上馬町一ノ六五九番地

振替東京二〇八三四番

日本土木工學會



高工装鋪路道トルアフスマ

高工裝鋪トルアフーターオウ剤乳青瀝

販賣代理トルアフーターオウ・トルアフスマ倉小

販賣造製グソイフルヒサア

社會式株木工所部

中華一四二一(高宗) 廣東省
省八六二二(56) 高宗 話電

道路の改良

昭和十五年

十一月一日

卷二十二第

號一十第

言頭 卷

日本帝國歴史の中にある重なる大政翼賛運動は皇室中心である。少くとも皇室を中心として活動したるものが、その根本思想は國民である。夫れは我等國民が天皇の大御心の爲めに自己の意欲を發揮するが故に、これが大政翼賛運動を基調づける。我と我自身を苦しことに於て其の絶頂位に達するが、これが大政翼賛運動の自己否定又は自己放棄である。此關係を離れての自己否定ではあり等の如きものとは、其の本質を異にする。然るに我等は、國民生活である。此關係を離れての自己否定ではある。

後醍醐天皇建武中興の規模遠大、精神の深甚な偉業が挫折したのは決して今までの學者が非難する。民の心の治め難きを嘆く言ひであります。しかしも畏れ多きことであると皇學館大學々長文學博士山田賛氏は断言せらる。今世は此運動をしてあくまでも實際的指導であり實行を力に因す。而して此運動が國民意識の發達せり。近本位に依つて指導が國位地に在る者と闘ふる。而して此運動が國民意識の發達せり。近本位に依つて指導が國位地に在る者と闘ふる。而して此運動が國民意識の發達せり。

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜
眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベ
キ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ
速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル
獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ
深ク懼ブ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠
古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徵ニシ深ク謀リ遠ク
慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名璽

昭和十五年九月二十七日

告 識

内閣告諭

日獨伊三國條約ノ締結ニ當リ、畏クモ 大詔ヲ渙發セラレ、帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。

恭シク惟フニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我ガ肇國ノ精神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是タリ。昨秋歐洲戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂益々擴大シ、底止スルトヨロヲ知ラズ。是ニ於テカ速ニ禍亂ヲ戡定シ、平和克復ノ方途ヲ講ズルハ、現下喫緊ノ要務タリ。適よ獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同ジウスルモノアリ。因リテ帝國ハ之ト相提攜シ、夫々大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ新秩序ヲ建設シ、進ンデ世界平和ノ克復ニ協力センコトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至レリ。

今ヤ帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レドモ帝國ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尚遼遠ニシテ、幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトアルベキヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ謹デ 聖旨ヲ奉體シ、非常時局ノ克服ノ爲益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ、協心戮力、如何ナル難關ヲモ突破シ、以テ 聖慮ヲ安ンシ奉ランコトヲ期セザルベカラズ。是レ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣 公爵近衛文麿